

文教厚生委員会 会議録

=====
日 時 令和7年11月25日(火)
午前10時開会、午後0時43分閉会
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 田中 義法
副委員長 矢口 勝雄
委 員 吉田 千鶴子
委 員 勝田 達也
委 員 福田 勝夫
委 員 平岡 房子
委 員 根本 法子

欠席委員（1名）

委 員 鈴木 一彦

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長	水田 和広
社会福祉課長	川村 明弘

障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	中山 悟
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	細野 賢司
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	塚本 富美代
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	山口 晃一
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	渡辺 直子
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	関口 満
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	日高 寿志
指導課長	郡司 茂樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○田中委員長 ただ今より文教厚生委員会を開会いたしたいと思ひます。委員会室内においては、体調管理のために水分補給を許可いたします。本日は鈴木委員が欠席となりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、説明に入ります。説明の順番は、教育委員会、保健福祉部、こども未来部となります。まず教育委員会の案件につ

いて協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和7年、11月25日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず小学校施設大規模改造事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○山口教育総務課長 資料の1をお願いします。小学校施設大規模改造事業の補正予算（案）についてです。年々厳しさを増す暑さに対応するため、整備を予定しております学校体育館への空調設備につきまして、当初は令和8年度に設計、9年度に工事という予定でしたが、早期の整備を進めるため、実施設計に係る経費を補正予算にて計上させていただくものでございます。補正予算額は2,245万1,000円で、既に長寿命化改良工事により断熱化が進んでいる神立小、東小、都和南小、乙戸小及び近年建築しました土浦小、土浦第二小を対象としております。このことによりまして、今年度後半から設計をスタートでき、来年度の後半頃から整備工事を開始することが可能となる予定です。

○田中委員長 何か質問等ございますか。

○福田委員 これは体育館に限ってですか。

○山口教育総務課長 体育館に空調設備を設置するというところでございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 なきようなので、次にいきたいと思います。つづきまして、中学校管理事務事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 資料の2をお願いいたします。中学校管理事務事業の補正予算（案）について御説明いたします。1の補正の理由としましては、現在、熱中症対策や捻挫等の応急処置に幅広く活用できる製氷機を市立小中学校全校に整備しております。今回、明治安田生命保険相互会社筑波支社様からの寄付金を活用しまして製氷機の老朽化が著しい3校の更新整備を行うため、歳入及び歳出予算を補正するものです。2の補正予算額は歳入19款、1項、6目、1節教育費寄付金について、寄付金額の103万7,000円を計上し、歳出9款、3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費について、更新対象校の製氷機3台分の事業費117万7,000円を増額補正するものです。なお、寄付及び事業の概要については、資料の下部に記載のとおりでございます。

○田中委員長 何か質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つづきまして、土浦市立学校給食センター管理運営事業の補正予算（案）について、執行部より説明をお願いいたします。

○渡辺学校給食センター所長 資料の3をお願いいたします。土浦市立学校給食センター管理運営事業の補正予算(案)について御説明いたします。1の補正の理由につきましても、本市では子育て世帯の負担軽減を図るため、市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒の学校給食費を令和7年度についても無償としておりますが、この度その費用の一部に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用が見込めることから、国庫交付金を増額計上し、一般財源からの財源の更正を行うものでございます。2の補正予算額でございますが、16款、4項、7目教育費国庫交付金、1節保健体育費交付金を4,502万9,000円増額いたします。なお、財源更正のため、歳出の補正はございません。

○田中委員長 質問等ございませんか。

○矢口副委員長 財源更生そのものではないんですけど、給食食材費に絡んだことでちょっと質問させてください。昨年度は米の値段に関しては年間契約ということで、本格的にお米の価格が上昇する前の金額でできていたというふうに理解していたんですが、今年度というかこの秋からの米の部分が非常に値上がりしていて、この価格でもし1年間行くとなくなるとかなり財政的に厳しいのではないかなと思うんですが、そこら辺の見通しを教えてください。

○渡辺学校給食センター所長 ただ今の米等の値上がりにつきましては、実際、今年の4月から昨年度の米の値上りを対応いたしました学校給食費の額を設定させていただいております。そこで予算計上させていただいておりますが、実際今年度の後期、11月の新米につきましても価格のほうが上がっております。現在なんですけれども、限られた予算の中で、貴重な財源ということで、献立作成時に工夫のほういたしまして、何とか今のところ与えられた予算の枠の中で実施できている状況ではございますが、実際お米を始め様々な食材費が上昇してきつい状況であるということは実情でございます。

○矢口副委員長 厳しい状況で、私たちが想像している以上に工夫の中で進められてるんだろうなと思いますが、随時この文教厚生委員会でも状況を御報告いただいて、何か良い手立てを一緒に考えていければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○田中委員長 ほかに何かありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、水郷プール整備修繕事業の補正予算案について、執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 資料の④をお願いいたします。水郷プール整備修繕事業の補正予算案について御説明いたします。1の補正の理由でございますが、昨今の夏の異常気象により水郷プールの水温が上昇しており、来場者の熱中症の危険性が高まっ

ていることから、水温の上昇を抑制するために井戸を設置し、井戸水を利用することで適正な維持管理を行うものです。なお、令和8年度当初予算のスケジュールでは、水郷プールのオープンまでに工事を完了できないことから、速やかにさく井設備工事を実施するため増額補正するものです。2の補正予算額につきましては、9款、5項、3目の体育施設費でございますが、本事業の14節工事請負費2,363万9,000円を増額補正するものです。

○田中委員長 これに対して何か質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、土浦市荒川沖地区学習等供用施設の指定管理に伴う債務負担行為について、執行部より説明をお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 資料の5をお願いいたします。土浦市荒川沖地区学習等供用施設の指定管理に伴う債務負担行為について説明させていただきます。荒川沖地区学習等供用施設は、市民の学習や集会など地域の活動交流の場を提供するための施設でございます。東部地区と西部地区それぞれの地域住民で組織する運営委員会が指定管理者として施設の管理運営を行っており、両施設とも今年度末をもって指定管理期間が満了となります。来年度当初より遅滞なく施設管理業務に着手するため、今年度中に手続を進める必要があることから、指定管理料について債務負担行為を設定するものでございます。3番の債務負担行為設定額につきましては、東部地区は指定期間3年間で指定管理料が180万円、西部地区は10年間で557万円でございます。

○田中委員長 質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者の指定について執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 資料の⑥をお願いいたします。土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてでございます。先ほどの債務負担行為でも御説明させていただきました荒川沖地区学習等供用施設のうち、東部地区につきましては今年度で指定管理期間が満了となることから、令和8年4月1日以降の指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。この施設は公共施設等再編・再配置計画におきまして地元へ譲渡又は移管する方針が示され、地元町内会と協議を進めた結果、令和12年に移管する方向性が決定しております。そのため、2番の指定管理期間につきましては、令和11年3月31日までの3年間としております。3番の指定管理者の候補者及び4番の選定理由につきましては、主に地域の集会所と同様に利用されている施設の性格上、地域団体が運営し、特性を生かすことで利用促進が期待できる

ことから、公募には適さず、引き続き現管理者であります地域の運営委員会を候補者に考えております。施設の概要につきましては、5番に記載のとおりです。

○田中委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、これに関して何か質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、執行部より説明をお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、資料の⑦をお願いいたします。先ほどの東部地区と同様、令和8年4月1日以降の指定管理者の指定について議決を求めるものです。西部地区の学習等供用施設につきましては令和7年2月に示されました再編再配置の方針におきまして東部地区と同様に、地元へ譲渡又は移管する方針が決まっておりますが、移管の方法や時期については令和19年までに検討することとなっていることから、指定管理期間につきましては令和18年3月31日までの10年間としております。指定管理候補者は、地域住民で組織する運営委員会でございます。

○田中委員長 これに対して何か質問等ございませんか。

○矢口副委員長 今回のこの議題の前の東部と合わせて指定管理の運営の仕方について参考までにお伺いしたいと思います。地域住民が組織する運営委員会が指定管理者となって施設の運営をされてるということなんですが、実際に地域住民でやるとなっても、なかなかその本業でやってらっしゃるわけではないので、どんなふうに指定管理者として施設の運営をされてるかという部分をちょっと具体的に教えていただければと思います。

○矢内生涯学習課長 東部と西部とそれぞれの地域で運営委員会というのがございますが、指定管理、例えばほかの公民館ですと職員がいたりするんですけども、この両施設につきましては職員が配置されている施設ではございませんで、地元の代表の方になんですけども、鍵の管理とかそういったものをやっていただいたり、定期的な清掃とかそういったものを行っていただき、また、予約から貸出しまでの管理を全部お願いしているものでございます。

○矢口副委員長 要するに地域で持っている公民館と同じようなイメージ、運営に関してはそういうイメージでよろしいでしょうか。

○矢内生涯学習課長 そのとおりでございます。ただ、若干違うところは、地域の方だけが利用できるものではなく、ほかの地域の方も利用できるというところが少し違う点でございます。

○**福田委員** 指定管理の運営委員会なんですけども、その方はボランティアというか報酬は特にはないんですか。担当している関係者。

○**矢内生涯学習課長** 運営委員の役員の方につきましては、指定管理料からは出せないんですけれども、施設を使うときに使用料というのを頂戴していきまして、その範囲内で役員の方に若干なんですけれども、報酬が出ている状況でございます。

○**田中委員長** ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○**田中委員長** つづきまして、債権の放棄(学校給食費)について、執行部より説明願います。

○**渡辺学校給食センター所長** 資料8をお願いします。学校給食費に係る債権の放棄について御説明いたします。1の議案の趣旨につきましては、学校給食費に係る債権を放棄するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。2の債権の概要ですが、(3)につきましては、消滅時効の期間につきましては2年間となります。民法の改正により令和2年4月1日以降のものについては5年間となっておりますが、今回対象となる債権については全て令和元年度以前のものとなっております。3債権者人数は30人です。こちらは保護者の数となります。4の放棄する債権の総額は、164万6,701円となります。なお、学校給食費につきましては教職員の働き方改革の一環として令和4年度より公会計化を実施し、学校給食センターで給食費の徴収事務を行っておりますが、今回放棄する債権は学校において徴収していた給食費の未収金を引き継いだものとなっております。5の放棄の理由につきましては、次ページ以降に放棄対象債権内訳表を添付しておりますが、こちらの債権者番号1から30は当該債権の消滅時効期間の経過により今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものです。なお、債権者30人の内訳は、居所不明のものが6名、最終の支払意思の確認が取れないものが24名となっております。

○**田中委員長** 何か質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○**田中委員長** ないようなので、その他に入ります。パブリックコメント実施案件について、執行部より説明願います。

○**武藤図書館長** 資料の⑨をお願いいたします。案件1の第4次土浦市子ども読書活動推進計画案に係るパブリックコメントにつきましては、第3次計画が令和8年3月で期間満了となることから、令和8年4月から5年間を計画期間とする第4次計画を現在作成しております。子ども読書活動推進計画策定委員会及び図書館協議会において内容を御協議いただき素案がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施するものです。趣旨としましては、子供の読書活動は言葉や感性、創造力を育む重要

な活動であり、家庭、地域、学校と図書館が連携し、全ての子供が段階に応じて読書に親しめる環境づくりを推進するため、子供の豊かな心と生きる力を育むを基本理念とし、第4次計画を策定するものです。実施期間は、記載のとおりです。概要につきましても、資料⑨に記載のとおりでございます。

○郡司指導課長 資料のほうは、同じく⑨の第3期土浦市教育情報化計画（案）に係るパブリックコメントについてです。教育情報化計画につきましては、ICTの進展や新たな技術革新が進む中、社会的状況や教育現場の課題を踏まえ、本市の実情に即した学校教育の情報化を総合的、計画的に推進するため、令和8年度から5年間を計画期間とする第3期計画を現在作成しております。策定に当たりましては、土浦市立学校情報教育推進委員会において内容を御協議いただきまして、また、文部科学省の学校DX戦略アドバイザーの2名の方からも御意見をいただきまして素案がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施するものであります。実施期間は、記載のとおりとなります。また、概要につきましては、資料⑨-3のほうを御参照いただければと思います。

○田中委員長 何か質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つづきまして、令和7年度第1回土浦市総合教育会議の開催結果について、執行部より説明願います。

○山口教育総務課長 資料⑩をお願いします。令和7年度第1回土浦市総合教育会議の開催結果についてでございます。当会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき毎年開催しておりまして、本年度は11月14日、市長を始め教育長、教育委員出席の下、議題を土浦市教育支援センターの今後の取組についてとして開催いたしました。会議では不登校児童生徒への支援を充実させるため、市教育支援センターを新たに10月に開設したことを踏まえ、これまでの取組や課題について共通理解を図りつつ、センターの望ましい取組の在り方についての協議が行われました。会議での意見を参考に、今後支援のより一層の充実を図ってまいります。

○田中委員長 質問等ございませんか。

○福田委員 土浦市教育支援センターということで、この支援センターの体制などはどういうふうなかたちになるのでしょうか。

○郡司指導課長 教育支援センターの運営体制でございますが、現在の運営体制につきましては、所長のほうは私、指導課長のほうが兼務をしております。現段階で教育支援センターのほうを設立したところでありますが、今後体制を整えていく中でしっかりとその体制をしっかりと作っていくということで、現在、指導課のほうで兼務を

しておるところでございます。それ以外に、副所長、担当の指導主事1名、教育相談員が7名おります。あと、事務職員と管理員の合計12名で構成されております。

○福田委員 この体制はものすごく重要な体制だと思うんですね。全国的に不登校の問題が非常に大きな問題になっています。そういう点で、その中には要するに心療内科とか診療士とか、そういう関係者も入るんですかね。

○郡司指導課長 将来的な構想でございますが、その専門的なところ、例えばスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等に関しましても配置を目指してまいりたいと考えております。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和8年土浦市二十歳の集いについて、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 令和8年土浦市二十歳の集いについて、資料の⑩をお願いいたします。成人の日の前日、3連休の真ん中に当たる令和8年1月11日の日曜日にクラフトシビックホール土浦で二十歳の集いを開催いたします。対象者は1,339人で、12月に案内状を送付する予定でございます。議員の皆様にも後日、参加の御案内をさせていただきますので、御出席のほどよろしくをお願いいたします。

○田中委員長 何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、私から一つだけ。毎年当時の校長先生に出席していただいていると思うんですけど、なるべく全員に出席してもらえるように。そうするとかなり二十歳の子供たちが盛り上がってますので、御協力してもらおうようにお願いしてください。

○矢口副委員長 二十歳の集いの時の警備体制についてお伺いしたいと思います。過去の経緯からして、警察の警備をお願いしているところはよく分かります。しかし、ここ数年の二十歳の皆さんの動向を見ていると、そんなに心配するほどでもなくなってきたかなと感じてる場所なんですけど、やはり警察にお願いするような警備というのは引き続きやっていくものなのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○矢内生涯学習課長 先ほどの委員長の校長先生の件につきましては御案内させていただいて、極力来ていただけるように心がけたいと思います。今の警備体制の件でございますが、警察のほうとも協議を進めさせていただいて、当日は数十名の警察の方にも来ていただいて警備のほうをしていただく予定でございます。また、交通整理のほうの主になるんですけれども、交通整理のために警備員のほうを委託しまして、

青少年相談員の方にも来ていただきながら警備を強化していきたいと思っております。

○矢口副委員長　そういうふうに行ってらっしゃるのは毎年参加させていただいて見て分かってはいるんですが、その体制を今後も続けるというふうなことでよろしいですか。

○矢内生涯学習課長　そのとおりでございます。

○田中委員長　ほかに何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長　つづきまして、生涯学習施設の使用料の改定（土浦市立公民館、土浦市立図書館）について、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長　資料の⑫をお願いいたします。生涯学習施設（公民館、図書館）の使用料の改定について説明させていただきます。昨今の物価高騰や人件費の上昇により財政状況が悪化する中、全庁的に財源確保や経費削減に取り組んでいるところでございます。公民館などの公共施設につきましても運営経費が増加していることから、令和8年度の予算編成に向けて各施設の実情に合わせた使用料の改定を行うものでございます。2番の算定の考え方ですが、公民館の使用料は諸室の用途や面積、利用時間区分により各館ごとに設定しておりますが、改定は全館一律で行うこととして、また、図書館の研修室が4室ございますが、こちらにつきましても同じ貸室である観点から同様の考えとしております。公民館8館の運営経費の上昇率を調べたところ、6%増加してはいたしましたが、消費税率の引上げに伴いまして増額した2%分を差し引いた4%引き上げるものでございます。3番の改定後の使用料のこちら一部の例ですが、こちらにつきましては、記載のとおりでございます。今後のスケジュールになりますが、3月議会で条例の改正案を上程させていただき、周知期間を経て10月に施行する予定でございます。

○田中委員長　何か質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長　つづきまして、文化施設の使用料等の改定（市民会館、市民ギャラリー）について、執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長　資料の⑬をお願いいたします。文化施設の使用料の改定について、1番の目的につきましても、生涯学習課と同様でございます。2番の対象の文化施設でございますが、市民会館と市民ギャラリーでそれぞれ受益者の負担割合を考慮いたしまして、市民会館が50%となるよう、市民ギャラリーは36.5%となるように現行の使用料をそれぞれ5%引き上げるものでございます。3番の施設の利用例でございますが、市民会館は大ホールを土日に観客に無料で入場していただいた場合、

午前、午後の場合が3万7,950円から1,900円上がるような予定でございます。市民ギャラリーにつきましては、オープンギャラリーが1日に2,550円のところを130円それぞれ引き上げるというようなものでございます。4番の今後のスケジュールにつきましては、生涯学習課と同様でございます。

○田中委員長 何か質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、体育施設の使用料の改定について、執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 資料の⑭をお願いいたします。体育施設の使用料の改定について御説明いたします。1の目的でございますが、生涯学習課、文化振興課と同様になります。2の算定の考え方でございますが、消費者物価指数の上昇率を参考に2020年を100としますと、2025年6月が111.7という動向を踏まえ、現行使用料設定時の物価水準との差を補正するため、10%引き上げをいたします。なお、水郷プールに関しましては近隣のプール使用料の現状を踏まえ、20%引き上げをいたします。3の改定後の使用料の一部の例でございますが、水郷プールにつきましては、一般・高校生で1,220円から280円上がり1,500円に、神立公園野球場につきましては1名につき市内居住者で9時から13時に利用する場合、1,100円から110円上がり1,210円になるものです。4の今後のスケジュールでございますが、来年3月に議会に上程しまして、改正条例の周知を開始し、7月から水郷プール、10月からその他の施設を施行させていただく予定でございます。この対象条例につきましては、記載のとおりでございます。

○田中委員長 何か質問等ございませんか。

○吉田(千)委員 水郷プールの値上げで、一般、高校生の利用区分なんですけど、これは市内外関係なくということによろしかったでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 個人になりますので、市内、市外関係なく一般高校生は、1,500円となります。

○福田委員 今のお話の関連で、何か土浦市民に限っては何か特典みたいなものはないのでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 市内の方につきましては、市外の方よりも料金が安くなっております。

○福田委員 どの程度差がありますか。

○日高スポーツ振興課長 水郷プールに関しましては、市内、市外で個人の方に関しましては料金の差はございませんが、団体扱いで市内と市外の差がございまして、市

内の方で言いますと、一般、高校生が現在975円、市外の方が1,100円となっております。その他の施設につきましても、市内と市外で若干料金の差はございます。

○吉田(千)委員 団体というくりなんです、個人に限っては高校生が例えば1人で来たという場合には、1,220円が1,500円になりますよということで、団体というのは何名だと団体というのは市内、市外で規定をされているのか教えていただけますでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 団体につきましては、20人以上で構成する集団という扱いになっております。

○田中委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了いたしました。その他何か執行部からありますか。

○入野教育長 特にございません。

○田中委員長 委員の皆さんから執行部に何かありますか。

○吉田(千)委員 大変申し訳ございません。ちょっと質問が抜けてしまったところがあったので、資料1の小学校施設大規模改造工事の補正予算(案)についてということなんです、これは空調設備を学校体育館、小学校で場所が下に書かれておりました。これは1点確認ですが、もう断熱材等の敷設はもう済んでいて、いよいよ空調設備を付ける段階ですよという理解でよろしかったでしょうか。

○山口教育総務課長 そのとおりでございます。ただ、土浦第二小だけが少し断熱が弱いもので、少し断熱を足す設計になろうかと思えます。

○吉田(千)委員 それから、残りはいつ頃に実施設計、このスケジュールと同等なものがどのようになっていくのか、分かりましたら教えていただければなというふうに思えます。

○山口教育総務課長 早期の整備を目指してというところで、まず断熱化が進んでいるところから着手させていただくこととなります。その他なのですが、断熱化の工事と同時並行でやる予定でございます。今実際に下高津小学校が長寿命化の設計を行っております、そちらにも空調を差し込むかたちになる予定です。上大津小学校は空調を最初から入れる予定であります。その他の学校についてなんです、現在精査を継続して行っております、自分どものほうでもその体育館に空調を付けるというのは初めての経験になりますので、こちらの先行した6校のほうでいろいろと早期整備に向けたノウハウが得られると思っておりますので、そういったものを生かしながらなるべく早期に設置していきたいと思っております。

○吉田(千)委員 先ほどのスポーツ振興課の団体20人以上とかその辺をもうちょっと分かるようなかたちで次回で結構ですので、出していただけたら有り難いなと思いましたので、よろしいでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 3月議会に上程するものでございまして、その前の委員会で細かい料金表などを添付してお見せたいと思います。よろしくお願ひします。

○福田委員 1点だけ。資料3の学校給食についてなんですけれども、国のほうで無償化をするかしないか、まだその辺があると思うんですが、国のほうの無償化の件で何か県や文科省のほうから事前に連絡みたいのは今の段階であるんでしょうか。

○渡辺学校給食センター所長 ただ今の件につきましては、情報も先日新聞報道がありました無償化に向けて4,700円を基準として制度設計を進めているという状況についてののみです。県に対しましては担当課のほうに国からの情報が下り次第、速やかに情報を提供して欲しいということをお願いしているところでございますが、引き続き情報をしっかりと把握しながら進めてまいりたいと思います。

○矢口副委員長 2点質問がございまして、順次お願ひしたいと思います。まず、1件は市立公民館の在り方についてお伺ひします。以前、常総学院と私たち議会との意見交換をした際に、高校生から勉強するスペースが欲しいという要望があり、この場でそのお話をさせていただきました。その後の検討状況をお伺ひしたいと思います。というのもこの後、こども未来部からチャレンジクラブ事業の廃止についてという報告案件があって、子どもたちの利用の機会が減ってしまうのと、前回の議会で上大津公民館について請願が上がりました。地域の方にとっての公民館の重要性というのは改めて気づかされたわけですし、その際にちょっと聞こえてきた声が公民館を使っているのはお年寄りばかりではないかと。そこにお金を掛けるのはどうかという一部の意見も確かにあるということで、そういったことから、改めて幅広い世代に公民館を御利用いただくためには、やはり自由に学習ができるようなスペースの設置が必要ではないかと考えた次第であります。そこで、その後の検討状況をお聞かせいただければと思います。

○矢内生涯学習課長 今の御質問になりますけれども、勉強スペースにつきましては、例えば図書館ですとか、この本庁舎の2階の市民ラウンジですとかそういったところを学生さんが利用しているケースが多いんですけれども、公民館との関わりになってきますと、上大津公民館のほうでは増築と長寿命化の改修工事ということで進んでおりまして、基本設計のほうを現在行っております。その基本設計の策定の中で、昨年度ではあるんですけれども、地域住民を対象といたしましたWebアンケートというものを実施しております。その中でやはり学習スペースを設けて欲しいという要望が多くございました。また、今年6月になって利用団体へのアンケートを行いまして、

この中では共用スペースについての意見を伺ったところなんですけれども、やはり学習スペースのほうを設けて欲しいというような希望は多かったところでございます。参考までに言いますと、そのほかに談話スペースですとか、図書コーナー、キッズコーナーといったものを設けて欲しいというような御意見があったところでございます。このような中で、今行っております上大津公民館の基本設計の中で、図書コーナーの中ではあるんですけれども、学習スペースを設ける予定でございます。今は普通の図書室ということで、本が置いてある若干の閲覧できる机と椅子がある状況なんですけれども、今度ちょっと小分けにしたような学習スペースを今のところ8席の予定ではあるんですけれども、そのようなかたちで設ける予定でございます。現在、公民館のほうに併設されております図書館の分館が四つあるんですけれども、こちらにつきましても学習できる閲覧席が用意されている状況でございます。今後、公民館の長寿命化改修につきましては順次行っていく予定でございますけれども、そういった市民や利用者のニーズを把握しながら学習スペースについても検討していく予定でございます。現在の公民館は基本的には貸館のイメージであり、予約をして利用していただくのが基本となっているんですけれども、上大津の場合ですとその他にも予約をしないでフリーに来ていただけるような共用スペース、談話室ですとか、そういったものを設ける予定なので、今後お年寄りばかりにならないようになっていけばいいかなと考えてございます。

○矢口副委員長 よく分かりました。学習スペースは8席というお答えだったと思うんですけど、それが十分なのかどうかというのは現時点で何とも言えませんけれども、駅前にある図書館の高校生達の学習スペースの利用状況からすると、おそらくまだまだもっと増やしても良いのではないかなという感覚もあります。いずれにしても、幅広い世代に利用していただいてこそその公民館ですので、まずは上大津公民館がスタートになると思うので、その利用状況を見ながら今後順次進めていく、公民館の設計にも生かしていただければと思いますので、随時御報告いただければと思います。よろしく願いいたします。つづいて、小学校の集団登校に関して質問させてください。朝に私も地域の子供たちの見守りをしながらいつも感じることは、集団登校の大切さを認識する一方で、集団登校に加わらない子供たちもかなり目立ってきています。これは学校によってかなり差があるということも分かっているんですが、そもそもなぜ集団登校が必要なのかということを考えて、やはり子供たちの安全の確保というのは言うまでもなく、あとはやはり保護者の負担軽減にもつながっていると思います。そういった意味で、集団登校のかたちがだんだん崩れてきているのを見たときに、必ずしも全ての親が自分の子どもを学校まで送り届けられるとは限らないと思うので、そのことを考えたときにやはり教育委員会のほうで統一した指針を出していただい

たほうが良いのではないかと。あくまでも子供は集団登校をお願いしたいというその仕組みについては、もちろん学校それぞれ背景が違いますし、地域性もあると思うので、細かいところまでは必要ないと思うんですけど、集団登校を堅持するという方向性は必要ではないかと私はとても日頃感じているんですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○**郡司指導課長** まず、小学校の集団登校のほうですが、本市のほうの現在の市内の小学校前期課程の状況について御説明をさせていただきます。まず、登校班は、全ての小学校前期課程において編成をされているかたちになっております。また、登校班の編成につきましては、先ほど矢口委員からもありましたが、各地の地域事情によって様々でございます。例えば育成会等が中心になっているところ、また、各学校のPTAの専門委員会、校外生活等の委員会が育成会と協力して行っているというかたちなど様々でございます。学校のほうでは子供たちの通学路における安全指導を行っているところでありますが、例えば交通安全教室を実施をしたり、登校班会議というものを実施しまして、通学路の危険箇所や避難場所の確認などを行いながら通学路安全マップ等を作成して交通安全についての意識を高める手立てを講じているところで

○**矢口副委員長** 今の御答弁としては、それぞれの学校に様々な背景があるので、統一した指針は難しいという、そうは言わなかったけど、そういうことなんだと思います。改めて、私が懸念してるところが何かというと、登校班が編成できなくなって子供たちがめいめい親の責任で学校まで届けるようになると思うとどうということになるか。まず、学校付近が車が多くなって学校周辺が危険な場所になる可能性がありますよね。名前は出しませんが、私が住んでいるほうの学校、2つ関わりがあるんですけど、片方の学校は本当に集団登校されてる。一方で片方は、育成会に入らない方は登校班にも入れない。結果的に親が送っていく。入れないというよりも、入らなければ朝の立しよう活動の当番が回らないから、そちらを選択しているんだと思うんですけど、これが進んでいってしまうと、本当に学校のほうでも困ることになると思うので、やはりこれは集団登校というかたちを崩さない、堅持することが大事だと思っています。この場でどうしますというのはもちろん言えないのは承知しておりますので、引き続き各学校の状況を把握しながらどうしていくのか検討いただければと思いますので、この件は以上とさせていただきますと思います。

○**平岡委員** もう皆様御承知だと思うんですけど、今非常にインフルエンザが猛威を振るっております。それで、例えば真鍋小学校、土浦小学校、上大津小学校もそうなんですけども、中心部分に共通のスペースがあって、周辺に教室があるという配置なんです。そうしますと、換気ができない。それから加湿もできないというような状

況なので、ワンフロアに誰か感染者が出ると、そのフロア全体に広がってしまうというような状況にあるので、ちょっと管理運営上なかなか厳しいとは思うんですけども、このインフルエンザ対策をどうすれば良いのかなというふうに思っております。もう御承知のとおりインフルエンザは加湿が結構重要なポイントだと思うんですけども、エアコンを使っていれば当然乾燥もしますし、子どもたちもおりますので、そこまで大きく加湿しなくても良いのかなってその辺のところがよく私のほうでも理解できないんですけども、インフルエンザ対策と言ったらちょっと大きくなりますけれども、今後どのようにしたら良いとお考えでしょうか。

○塚本学務課長 インフルエンザの感染状況、学級閉鎖ですとか、そういった状況は昨年よりもかなり早い段階で今年進んでいるという状況は私どもも把握しております。このため、私どものほうも基本的な感染症対策、手洗い、うがい、マスク、こういったことを各学校の方に依頼をしております、委員おっしゃるように学校の状況によってはなかなかその辺がうまく感染対策が進まないという状況もあります。ただ、例えばなんですけれど、土浦小学校などでは熱換気システムといいまして、加湿をしたままエアコンをつけて空気の入替えが行えるような設備があります。ちょっと真鍋小のほうはそういう設備があるかどうかは把握しておりませんが、そういったところもあります。しかし、ほかの学校にはそういう設備がないので、基本的には感染症の基本的な部分を学校のほうでもしっかりと進めていただきたいと考えております。

○平岡委員 例えばそういう設備のないところに加湿機を配置するとかということはあるのでしょうか。

○塚本学務課長 昨年度に加湿機等も配置しております。ちょっと台数のほうは手元に資料がございませんが、必要に応じて配置のほうは進めております。

○平岡委員 本当に今年は例年以上に流行しているということですので、ここにいらっしゃる皆さんも含めて十分健康に留意していきたいと思えます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、以上で教育委員会を終了いたします。お疲れ様でした。暫時休憩とします。休憩後に保健福祉部を行います。

(午前11時3分休憩)

(午前11時10分再開)

○田中委員長 再開します。つづきまして、保健福祉部の案件について協議を行います。資料は保健福祉部をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず、指定管理者の指定(案)及び指定管理料債務負担行為の設定(案)について執行部より説明願います。

○川村社会福祉課長 それでは、資料1をお開き願います。土浦市社会福祉センターほか5施設についての指定管理者指定に伴う補正でございます。こちらは障害福祉課並びに高齢福祉課も関連しておりますが、私から一括して御説明をさせていただきます。資料を御覧いただきまして、記載のとおりではございますが、土浦市社会福祉センターほか4施設については平成18年度から、新治総合福祉センターについては平成23年度から指定管理者制度を導入しております、本年度7年度末で指定期間が満了となります。このため、令和8年度から12年度までの5年間、湖畔荘につきましては令和8年度から10年度までの3年間、この管理運営を指定するに当たりまして債務負担行為を設定するため、増額補正をお願いするものでございます。

○田中委員長 質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市一般会計補正予算第4回(案)(特別障害者手当等支給事業)について執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 私から補正予算(案)(特別障害者手当等支給事業)について御説明いたします。資料はサイドブックの資料②特別障害者手当等支給事業を御覧ください。1番の補正の理由ですが、この手当支給事業は、著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して手当を支給している事業になります。今年度、受給者が増え予算が不足しますことから、増額補正をお願いするものであります。資料の2番は、手当の種類と受給者数及び支給月額になります。特別障害者は2万9,590円で78名、障害児福祉手当が1万6,100円で53名の方々になります。対象者の基準支給額は厚生労働省に定められております。3番の補正予算額は2つの手当を合わせまして、歳入が125万1,000円、歳出が166万8,000円になります。

○田中委員長 何か質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市一般会計補正予算(第4回)(案)(障害者自立支援医療給付事業)について執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 サイドブックの資料③障害者自立支援医療給付事業を御覧ください。1番の補正の理由ですが、この給付事業は、障害児者の障害を除去、軽減することが確実な治療に対します医療費の支給や、重症心身障害児者など常時介護を必要とする方が病院内で受ける支援のうち医療的な支援に医療費の支給を行っております。今年度、これら福祉サービスの利用者が増えたこと、また、今後利用者の所得区分変更により公費負担部分の増加が見込まれ予算が不足しますことから、増額補正をお願いするものになります。2番は治療の例と受給者の人数になります。更生医

療給付費は人工透析や免疫調整療法など83名、療養介護給付費は吸引、呼吸管理経管栄養など16名の方々になります。3番補正予算額は2つの給付事業合わせまして、歳入が957万6,000円、県が478万8,000円、歳出が1,915万3,000円となります。

○田中委員長 質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市一般会計補正予算(第4回)(案)(国庫支出金精算事業)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料④をお願いいたします。令和7年度土浦市一般会計補正予算(第4回)(案)(国庫支出金精算事業)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す経費として認められた法定分としまして出産育児一時金等繰入金がございます。その繰出しの対象経費は、出産育児一時金の支給額の3分の2に相当する金額とされております。令和6年度は一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れた額が精査の結果過大であったことから、一般会計に戻入れするため増額補正を行うものでございます。2番の補正の概要ですが、当初予算額に対し今回特別会計より繰入れられる6,000円の増額補正をお願いするものでございます。3番の補正予算額でございますが、歳入につきましては国民健康保険特別会計繰入金へ今回の補正額6,000円を繰り入れ増額し、補正後の予算額を6,000円とするものでございます。

○田中委員長 質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)(案)(国庫支出金精算事業)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料⑤をお願いいたします。令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)(案)(国庫支出金精算事業)について御説明いたします。資料④の一般会計補正予算での国庫支出金精算事業で御説明した内容と同様でございますので、3番の補正予算額のみ説明とさせていただきます。3番の補正予算額でございますが、歳入につきましては財政調整基金繰入金へ今回の補正額6,000円を繰り入れ増額し、補正後の予算額を2億8,399万円とするものでございます。歳出につきましては、6款繰出金に今回の補正額6,000円を増額し、補正額の予算額を6,000円とするものでございます。

○田中委員長 質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、つづきまして、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（案）（一般被保険者保険税還付事業）について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックスの資料⑥をお願いいたします。令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（案）（一般被保険者保険税還付事業）について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、国民健康保険の被保険者が遡って資格を喪失した場合や所得を変更した場合、保険税が過納となるために還付処理を行っておりますが、その予算に不足が生じる見込みであることから、増額補正を行うものでございます。2番の補正の概要ですが、当初予算額に対し支出見込額が上回る見込みであるため、その差引額である355万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。3番の補正予算額でございますが、歳入につきましては、財政調整基金繰入金へ今回の補正額355万6,000円を繰り入れ増額し、補正後の予算額を2億8,754万円とするものでございます。歳出につきましては、償還金利子及び割引料に今回の補正額355万6,000円を増額し、補正額の予算額を1,463万5,000円とするものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（案）（災害臨時特例補助金返還金事業）について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックスの資料⑦をお願いいたします。令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（案）（災害臨時特例補助金返還金事業）について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に関し避難されている方の保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金等の減免について、減免に対する負担増額について各市町村へ補助をするものでございます。令和6年度の補助金において当初申請額により補助金が支給されましたが、令和7年度に実績報告により補助額が超過であったため、その分を返還するための増額補正になります。2番の補正の概要ですが、当初予算額に対し歳入見込額が上回る見込みであるため、その差引額である1,000円の増額補正と歳出においても当初予算額を上回るため、同額の増額補正をお願いするものでございます。3番の補正予算額でございますが、歳入につきましては、財政調整基金繰入金へ今回の補正額1,000円を繰り入れ増額し、補正額の予算額を2億8,398万5,000円とするものでございます。歳出につきましては、償還金利子及び割引料に今回の補正額1,000円を増額し、補正後の予算額を1,000円とするものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○吉田(千)委員 一つ手前のところで申し訳ございません。ちょっとお伺いしておきたかったんですが、令和7年度の土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)のところなんですが、その補正の理由のところ、遡って資格を喪失した場合や所得が減額となった場合、保険税が過納となるという状況というのはよく分かったんですが、この現状というのは世の中が大変な時代に入っていて増えているんですか。そこをちょっとお伺いしたいなと思ったので、お願いします。

○武井国保年金課長 実はこの還付の状況は年度年度で多い時と少ない時がございまして、やはり極端に過年度に遡って資格を落とす方が昨年よりも多かったというような状況で、大体予算のほうも過去3年分ぐらいの平均や伸び率で出すんですけども、たまたま今回4月から9月までの還付が600万ぐらいいってしましまして、このままだと足りないということで、後半分は前年度の後半の金額を見込んで今回補正をさせていただいたわけでして、なかなか還付の状況はちょっと読めない状況でございます。

○吉田(千)委員 なかなか現状を読むっていうのは本当に難しいんだなということがよく分かりました。ありがとうございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)(案)(財政調整基金管理事業)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料⑧をお願いいたします。令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)(案)(財政調整基金管理事業)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、地方自治法第241条第4項の規定に基づき、基金の運用から生ずる収益は前会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないとされております。当初予算の見積り預金利率より決算での利率が上昇することが見込まれるため、増額補正を行うものでございます。2番補正の概要ですが、当初予算額に対し歳入見込額が上回る見込みであるため、その差引額である59万3,000円の増額補正と歳出においても当初予算を上回るための同額の増額補正をお願いするものでございます。3番の補正予算額でございますが、歳入につきましては、積立金収入へ今回の補正額59万3,000円を増額し、補正後の予算額を407万7,000円とするものでございます。歳出につきましては、積立金に今回の補正額59万3,000円を増額し、補正後の予算額を7,855万9,000円とするものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)(案)(保険給付費等交付金返還金事業)について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料⑨をお願いいたします。令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)(案)保険給付費等交付金返還金事業について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、各市町村が負担する療養の給付等に対する費用とその他の国保事業に要する費用について、県が保険給付等交付金を交付することになっております。令和6年度の交付額において当初申請額に基づき交付金が支給され、令和7年度の実績報告によりその交付額が超過であったことから、その分を返還するための増額補正を行うものでございます。2番の補正の概要でございますが、当初予算額に対し歳入見込額が上回る見込みであるため、その差引額である86万1,000円の増額補正と歳出においても当初予算を上回るため、同額の増額補正をお願いするものでございます。3番の補正予算額でございますが、歳入につきましては、財政調整基金繰入金へ今回の補正額86万1,000円を繰り入れ増額し、補正後の予算額を2億8,484万5,000円とするものでございます。歳出につきましては、償還金利子及び割引料に今回の補正額86万1,000円を増額し、補正額の予算額を86万1,000円とするものでございます。説明のほうは以上でございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、報告事項に入ります。まず、障害者ふれあいワーク展示会について執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 それでは、資料はサイドブックの資料の⑩障害者ふれあいワーク展示会についてを御覧ください。障害者ふれあいワーク展示会は、障害のある方の社会参加、また、理解の促進を目的とし、障害のある方の作品展示等のイベント等を通じて活躍する機会を広げる事業でございます。令和2年度より毎年実施しております。今年度の開催期間は、来月12月24日から年明け1月8日まで、会場は土浦市民ギャラリーでございます。会場では障害のある方が利用しています福祉事業所の活動を紹介したポスターの展示や制作した作品等の展示、また、アクセサリーや焼き菓子の販売を行います。また、今年度は福祉事業所のざつきよやぐらぶの皆様とクリスマスツリーを作成するワークショップを開催いたします。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、国民健康保険税の税率見直しの検討について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料を⑩をお願いいたします。国民健康保険税の税率見直しの検討について御説明させていただきます。直近の国民健康保険税の税率改正は令和6年度に改正を行っております。今回税率見直しを検討する理由としましては、2点ございます。1点目としましては、令和8年度から子ども子育て支援金制度が創設されることとなりまして、子ども子育て向けの給付費用に充てる財源を全ての被保険者から徴収する仕組みが始まることから、新たに子ども子育て支援金の負担を求める税率改正を検討するものでございます。2点目としましては、全国的な傾向でございますが、国民健康保険の被保険者数は年々減少しており、それに伴い国民健康保険税の税収も減少している傾向でございます。そのため、県に納める納付金の不足分を財政調整基金から繰入れしている状況が令和4年度から続いております。令和6年度の税率改正により基金からの繰入額は減少したものの、今後においても基金を活用していかなければならない状況でございます。今後の収支見通しについては引き続き収支不足となることが想定されるため、基金からの繰入れは継続していくこととなりますが、令和11年度には基金が枯渇することが予想されることから、税率改正を検討するものでございます。現状としまして3点ございます。1点目は国民健康保険の被保険者数ですが、年平均4.1%減で、国保税の調定額も前年度比で0.5%減少しておりますが、一方では一人当たりの医療費は年平均1.8%増加している状況で、今後も医療費の負担増が見込まれる状況でございます。2点目としましては、後期高齢者医療制度の被保険者数が年平均3%増加している状況で、この支援金として国保税から捻出しておりますが、今後も増加が見込まれております。3点目としましては、先ほど御説明いたしました、財政調整基金が令和11年度で枯渇する見込みでございます。現在の基金残高は令和7年10月末現在で15億円ですが、今年度含め今後3億円から4億円ほどを毎年繰り出す見込みであることから、国保の安定的な保険事業を運営していくためにも、健全な財政を維持していく必要から国保の税率改正が必要であると考えられます。今後のスケジュールとしましては、11月末からおそらく12月上旬に県から来年度の納付金の仮算定額が示される予定ですので、12月下旬に国保の運営協議会を開催し、市長から税率改正について国保運営協議会へ諮問していただく予定でございます。1月中旬頃に県から納付金の本算定額が示される予定ですので、これを受けて1月下旬に2回目の国保運営協議会を開催し、最終的な税率改正を結審し、市長に答申する予定でございます。その後は3月議会で条例改正案を上げる予定でございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○矢口副委員長 私もこの委員ではあるんですけど、この今回報告で上がっていることの中身を完全に理解できてないんで、ちょっと質問をさせてください。要するに税率の見直しを検討するというはもうこのタイトルどおりなのは分かるんですけど、その理由の中で子ども子育て支援金制度があるから税率を見直しするのか、それとも、ずっと続いてきている財政調整基金が減少してこのままだと枯渇してしまうから税率を改正するのかどっちなのか。それとも、その両方なのか。そこら辺をちょっと整理して説明いただけませんか。

○武井国保年金課長 両方でございます。一つは子ども子育て支援金というのが来年度から創設されるということで、そのための部分の枠として税率を改正するというのがまず1点目でございます。2点目が財政調整基金が令和11年度で枯渇してしまうので、保健事業を安定的にやっていくためには税率改正が必要であるということで、前回の税率改正の時と同じなんですけど、そういった部分で両方でございます。

○矢口副委員長 今の説明よく分かりました。前の部分、子ども子育て支援金制度を国で決めて来年度からいよいよそれが始まるということなんでしょうけど、これに関しては、一律一人幾らとか一世帯幾らとかではなくて、各医療保険者が決めるものなんですかね。ちょっとそここのところも説明いただけないでしょうか。

○武井国保年金課長 おそらく新聞とか報道では大体国保だと250円とか300円、社会保険のほうは400円とか450円と国のほうで大体の金額は示されておりますけれども、実際に国保の場合先ほどお話したように、もう県のほうから指定された納付金を納めるために幾らの税率をもって決めるかというのは、各やはり市町村ごとによって変わってくるのかなと思っております。ただ、実際に1人当たり250円で済むかどうかは何とも不透明な部分がございます。

○福田委員 国保運営協議会というのがありまして、ここで最終的に決定するわけですよ。それで、これからどのぐらいこの税率が上がるのか。これから決めるんでしょうけれども、その辺の見通しみたいのはどうなんでしょうか。

○武井国保年金課長 正直なところ、実際に県からの納付金がどのぐらいの金額で示されるかによって税率が変わってきますので、大変申し訳ないのですが、この場で幾らというのはちょっと控えさせていただきたいと思います。すみません。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了いたしました。それでは、そのほか何か執行部からありますか。

○水田保健福祉部長 執行部からは特にございません。

○田中委員長 委員の皆さんから執行部に何かありますか。

○**福田委員** これは今日の議題とちょっと違うんですけども、生活保護を利用して
いる方は何人ぐらいいるんでしょうか。分からなければ、後でも結構です。

○**川村社会福祉課長** 1, 300世帯、1, 500人程度かと思うんですが、具体的
な数字はまた後で御回答いたします。

○**田中委員長** 私もちっと知りたいので、資料をいただきたいと思います。ほかに
何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○**田中委員長** それでは、以上で保健福祉部を終了いたします。お疲れ様でした。

(執行部入替え)

○**田中委員長** つづきまして、こども未来部の案件について協議を行います。資料は、
こども未来部をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず、土浦市家庭的
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正案について、執行
部より説明願います。

○**塚本保育課長** 資料は①をお願いいたします。土浦市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例等の一部改正案について説明させていただきます。は
じめに、1の主な改正の理由でございます。児童福祉法等の一部を改正する法律が施
行されたことに伴い、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等
の一部改正が行われました。このため、本市におきましても国の基準に合わせて同様の
改正を行うものでございます。つぎに、2の改正する条例でございますが、対象とな
る条例が4つございます。3の改正内容と併せて御説明をさせていただきます。まず、
黒ポチ一つ目の土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
でございます。この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業な
どを実施する際の運営基準を定めたものでございます。今回の改正では、児童福祉法
の一部改正により、家庭的保育事業者等が行う利用開始時の健康診断の代替措置とし
て認められる健康診断等に、これまでの児童相談所等における乳幼児の利用開始前
の健康診断に加え、乳幼児に対する健康診査を追加するものでございます。また、引用
している児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新たに加えられたことに
伴いまして、これまで法第33条の10各号としていた条項を法第33の10第1項
各号とする所要の改正でございます。つぎに、黒ポチ二つ目の土浦市特定教育保育施
設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、これは保育所、認定子
供園等の運営に関する基準を定めたもの。黒ポチ三つ目の土浦市放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらは放課後児童クラブに関する
運営基準を定めたもの。さらに、黒ポチ四つ目の土浦市乳児等通園支援事業の設備及
び運営に関する基準を定める条例、この条例は誰でも通園制度に係る運営基準を定め

たものでございます。いずれも引用条項である児童福祉法第33条の10に第2項が追加されたことに伴う所要の改正でございます。以上が主な改正内容でございます。詳細につきましては、資料の2ページから4ページの新旧対照表に記載してございますので、併せて御確認いただければと存じます。つづきまして、5の施行日につきましては、議会での承認後、公布の日から施行する予定でございます。最後に、6の添付資料といたしまして資料5ページ以降に改正案文を掲載しておりますので、後ほど御確認くださいますようお願いいたします。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○福田委員 改正は、子ども誰でも通園制度との関連で、こういう制度が変わりますよということでしょうか。

○塚本保育課長 誰でも通園制度の中で法第33条の10ということで引用をしている条文がございます。そちらが国の改正によって33条の第1項が入ったことによる改正でございます。特に内容を変更するものではありません。引用条文が変わるものでございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、出産・子育て応援事業(経済的支援)の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○細野こども政策課長 出産・子育て応援事業(経済的支援)の補正予算案について御説明をいたします。資料の2をお願いいたします。1番の補正の理由でございますが、昨年度概算で交付を受けました出産子育て応援交付金のうち応援給付金につきまして、実績報告に基づく所要額との間に差額が生じたことから、差額分の返還金に係る補正をお願いするものでございます。本事業は妊婦の方や子育て家庭が安心して出産育児に取り組めるよう、面談等による相談支援に加え、妊婦の方に5万円、出生されたお子様1人につき5万円を給付する経済的支援を組み合わせ実施しているものでございます。なお、経済的支援に対する交付金の補助率は記載のとおりでございます。2番の補正の概要でございます。給付金の実績は妊婦、出生時を合わせまして1,556件で、総事業費は7,780万円でございます。このうち国負担分の国費分の所要額は総事業費の3分の2の5,186万6,000円となりまして、交付決定額との差額である180万円を返還するものでございます。3番の補正予算額は、返還額180万円を3款、2項、2目の児童福祉対策費に計上するものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、利用者支援事業（妊婦等包括的相談支援）（重層的支援体制整備事業）の補正予算案について、執行部より説明願います。

○直井こども包括支援課長 それでは、資料3のほうをお願いいたします。利用者支援事業（妊婦等包括相談支援）（重層的支援体制整備事業）の補正予算（案）となります。令和6年度出産子育て応援事業の伴走型相談支援、具体的には妊娠から出産まで妊婦に寄り添った支援を行うもので、助産師等の人件費が主なものでございますが、この事業につきまして受領していた国庫交付金を実績精算した結果、一部返還が生じたことから、返還金の増額補正をお願いするものでございます。追加交付額は、9万1,000円となります。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つづきまして、妊婦支援給付金支給事業の補正予算案について、執行部より説明願います。

○細野こども政策課長 妊婦支援給付金支給事業の補正予算案について御説明をいたします。資料の4をお願いいたします。妊婦支援給付金支給事業は、先ほど御説明しました妊娠時に5万円、出生時に5万円を給付するという出産子育て応援事業、こちらが今年度から法制度化されたものでございます。給付金につきましては、全額が国負担となっております。今回の補正の理由は2点ございます。1点目は、給付金システムの改修に要する経費でございます。来年度に予定されている全国的なデータ標準レイアウト、こちらの改修に対応するために、今年度中に当該システムの改修を行う必要が生じております。給付金につきましては、申請の前後で住所の異動があった場合の受給資格の確認について、自治体間、担当者間で電話による紹介をしているところでございますが、改修後はマイナンバー法による情報提供ネットワークシステムによる情報連携が可能となりまして、事務の負担の軽減が図られるものでございます。2点目としまして妊婦支援給付金の支給件数が当初見込みを上回る見通しとなったことによる増額の補正でございます。当初予算で7,000万円、1,400件分を見込んでおりましたが、11月までの実績から年間件数が1,600件となる見込みとなったために、200件分、1,000万円の不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。増加の主な要因としまして出産件数の増加によるものではなく、主に当初の見込みが実態より少なかったことに加えまして、新たに支給対象となりました流産、中絶等による件数が想定約2倍となる見込みであることが要因でございます。給付金は妊婦と出生時で2件とカウントするため、200件の増加というものは妊婦にしまして約100件分に相当しまして、このうち約40件が流産等によるもの。残りは妊婦の妊婦数の見込みの違いによるものでございます。2番の補正

の概要でございます。まず、1点目のシステムの改修に係る業務委託料は8万8,000円で、補助率は国が3分の2、市が3分の1となっております。つぎに、2点目の妊婦支援給付金につきましては、先ほど申し上げたとおり支給件数増に伴い1,000万円の増額でございます。3番の補正予算額につきまして、歳入はシステム改修業務委託費の国負担分として5万8,000円、妊婦支援給付金交付金として1,000万円を計上しております。歳出は、電算委託料として8万8,000円、妊婦支援給付金として1,000万円を記載の各科目に計上するものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○福田委員 初歩的な質問ですみません。例えば土浦で初めてお子さんが1人生まれたとしますと、市からの助成金や給付金、あるいは県とか国からも今は出ているんでしょうか。

○細野こども政策課長 まず、こちらの妊婦支援給付金につきましては、国の事業になっておりまして、こちらのほうから母子手帳交付のときに5万円の支給ということになります。その後出生した子どもが1人につき5万円の給付ということで、合わせて10万円の給付ということになっておりまして、特に市のほうからの給付金というのはございません。また、出生した子ども1人につき5万円なんですけども、こちらにつきましては、出生した後に3回の相談支援等を行っております。伴走型相談支援としまして、出生した後に必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するために面談等を行っているものでございまして、まず、1回目が妊娠の届出の時に本人と面談をします。2回目の時に妊娠の8か月頃に市が送付するアンケートを回答していただいて、そちらを基に面談をします。そして、3回目としまして乳幼児、乳児の家庭全戸訪問ということで、出生届出後から生後4か月までに妊婦と面談をするということになっておりまして、経済的な支援ではなくて相談業務を行っているというものでございます。

○福田委員 そうしますと、国から5万円出るわけですね。それと、土浦市からはお子さんが1人初めて生まれたと。そのときには、土浦市は何も支給されてないんですか。

○細野こども政策課長 市のほうからの給付金というものは特にございません。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、児童手当支給事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○細野こども政策課長 児童手当支給事業の補正予算案について御説明をいたします。資料は⑤お願いいたします。1番の補正の理由でございます。昨年度概算で交付

を受けた児童手当制度改正実施円滑化事業に係る子ども子育て事業交付金につきまして、今年10月の実績報告に基づく所要額との間に差額が生じたため、その差額分の返還金に係る補正をお願いするものでございます。当該補助金は昨年10月に施行されました児童手当支給対象者の拡充に伴う一連の事務を円滑に実施するため、業務システムの改修や必要な準備に要する臨時的な経費を市町村に助成するもので、全額が国の補助となっております。本市におきましては、業務システム改修に係る委託料、また、制度改正の内容の周知に伴う通信運搬費、支給対象者拡大に伴う口座振込手数料等の役務費を支出しております。2の補正の概要でございます。補助金の交付額359万6,000円でございますが、実績に基づく所要額が284万8,000円となったことから、差額の74万8,000円を返還するものでございます。3番の補正予算額でございます。歳出につきましては、3款、2項、3目児童手当費の22節償還金利子及び割引料に返還額74万8,000円を計上するものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、私立保育園運営事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料⑥をお願いいたします。私立保育園運営事業の補正予算(案)について御説明をさせていただきます。はじめに、1番の補正の理由でございます。令和6年度における人件費の改定分が当初の想定を大幅に上回ったことから、市から私立保育園に運営費として支払う施設型給付費が当初予算では不足することが見込まれるため、民間保育所入所児童給付費及び広域保育給付費について増額補正をお願いするものでございます。なお、この給付費につきましては保育所の定員や子どもの年齢、保育士の配置数、地域など様々な要素に基づいて国が基準を定めており、この基準に基づいて市が各保育所に給付費を支払う仕組みとなっております。また、令和6年度の給付費に充てられた子供のための教育保育給付交付金国庫支出金につきまして国への実績精算の結果、一部に返還金が生じたことから、こちらにつきましても増額補正をお願いするものでございます。つづきまして、2番の補正の概要でございます。(1)民間保育所入所児童給付費につきましては、当初予算額は18億7,574万6,000円ですが、想定額が20億4,617万8,800円となる見込みのため、不足する1億7,043万2,800円を増額するものでございます。(2)の広域保育給付金につきましては、当初予算額は6,640万9,000円でございますが、想定額が8,892万4,541円となる見込みのため、差額の2,251万5,541円を増額するものでございます。なお、こちらの想定額につきましては、前年度の実績額に人事院勧告による給与改定分を上乗せした額を基に算出したもの

でございます。(3)は子供のための教育保育給付交付金の返還金についてでございます。この子どものための教育保育給付交付金は保育所や認定こども園等への施設給付費の財源でございます。補助率は国が2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で負担するものでございます。令和6年度交付額は20億1,377万2,464円を受入済みでございますが、実績報告額が19億9,987万9,804円となり、差額の1,389万2,660円が超過交付となったため、国への返還金が生じたものでございます。3番の補正予算額でございますが、歳入につきましては(1)の民間保育所及び(2)の広域保育分の給付に対する財源額でございます。16款国庫支出金の4節児童福祉費交付金、補正額が9,647万4,000円で、2分の1となるものでございます。同じく歳入、県支出金としまして17款で、補正額のほうは4,823万7,000円、こちらのほうの県負担は4分の1でございます。次のページの歳出につきまして掲載をさせていただいております。(1)の民間保育所及び(2)の広域保育分の給付費の合計の補正額となっております。19が給付費、22が一部償還金の返還となっております。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、私立認定こども園運営事業の補正予算(案)について、執行部より御説明願います。

○塚本保育課長 つづきまして、資料⑦をお願いいたします。私立認定こども園運営事業の補正予算(案)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、令和6年度に実施いたしました子育てのための施設等利用給付金国庫支出金につきまして、こちらも国への実績精算の結果、一部に返還金が生じたことから、増額補正をお願いするものでございます。2番補正の概要でございますが、子育てのための施設等利用給付金、こちらにつきましては認定こども園での預かり保育や認可外保育施設を利用した際の保護者の負担軽減のために支払う利用者向け給付の財源でございます。補助率は国が2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で負担するものでございます。令和6年度交付額は、3,994万8,500円を受入済みでございますが、実績報告額が2,522万3,331円となり、差額の1,472万5,169円が超過交付となったため、国への返還金が生じたものでございます。3番の補正予算額でございますが、3款民生費、6目私立保育園費、22節償還金利子及び割引料で新たに補正予算額として計上させていただきまして、補正後の予算額は1,472万6,000円となるものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○勝田委員 交付額に比べて返還金の割合として見ると多いわけなんですけども、このシステムというのはユーザーというか利用者が直接請求をするものですか。それとも、その使った施設が差額分を請求するということなんですか。要は使ったユーザーが請求するようなシステムかどうかというのをちょっと聞いたかったんですけど。

○塚本保育課長 直接保護者から市に請求があつて保護者に対して渡すものと、園が代行してそれぞれ保護者のほうから承認いただいて、園が一括して求めるものと2通りございます。いずれも先に償還のほうはさせていただいておりますけれども、今回差額として国への補助の精算をした結果、一部償還をするものでございます。保護者に対しては既に終わっている行為でございます。

○勝田委員 そうしますと、利用はしたけれども、個人、保護者の方が請求をしないというようなことも考えられるということなんですか。園がやるのであればやるんでしょうけれど、個人で請求をするということになると、使ったけども請求はしませんということもあるということなんですか。

○塚本保育課長 確かに委員おっしゃるとおりに保護者の場合ですと、例えば認可外なんですけれども、認可外の場合に対施設の利用申込みをする関係上、全ての児童が保育課のほうで把握してるとは確かに言い切れないんですけれども、周知等をさせていただいて、ある程度施設のほうも市町村でやってる事業自体は分かっておりますので、施設からも声を出してくださいとかたちで案内をしておりますので、ほぼ漏れがないとは思っております。

○勝田委員 なぜ聞いたかというのと、せっきくのこういった制度なんですけど、例えば面倒で請求しないというようなことがあまりないように。ほとんど漏れがないとおっしゃったので、それで結構です。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、国庫支出金返還事業及び放課後児童クラブ・放課後子供教室推進事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料⑧をお願いいたします。こちらも国庫補助に対する返還事業となります。国庫支出金返還事業及び放課後児童クラブ・放課後子供教室推進事業の補正予算案について御説明をさせていただきます。1の補正の理由でございますが、国庫支出金返還事業につきましては、子ども子育て支援交付金を活用した保育園、認定こども園等の各種事業のうち、特に一時預かり事業において利用児童数が当初の見込みを下回ったこと、また、同じく子ども子育て支援交付金を活用して実施した放課後児童クラブ、放課後子供教室推進事業についても児童クラブの年間開所日数が当初の

見込みを下回ったことなどにより、いずれも実績報告の結果、交付金の一部返還が必要となったことから、増額補正をお願いするものでございます。なお、いずれの事業も補助率は国が3分の1、県3分の1、市3分の1となっております。2の補正の概要でございます。(1)国庫支出金返還事業については、令和6年度交付額は、3,594万4,000円を受入済みでございますが、実績報告額が2,745万6,000円となり、差額の848万8,000円が超過交付となったため、国への返還金が生じたものでございます。(2)放課後児童クラブ・放課後子供教室推進事業については、同じく令和6年度交付額は5,857万1,000円を受入済みでございますが、実績報告額が5,809万8,000円となり、差額の47万3,000円が超過交付となったため、国への返還金が生じたものでございます。歳出予算額につきましては、国庫支出金返還事業のほうは私立保育園の保育園費に、放課後児童クラブについては13目の放課後児童費の22節償還金利子及び割引料に計上してございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、未熟児養育医療給付事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います

○直井こども包括支援課長 資料の⑨をお願いいたします。未熟児養育医療給付事業の補正予算となります。未熟児養育医療給付事業は、1歳未満のお子さんで出生時体重が2,000グラム以下であるか、指定医療機関の医師が必要と認め入院療育を行う未熟児に対し、その医療に係る費用の自己負担分について公費助成を行うものでございます。今年度は双子さんなどの重症児が多く、1人に係る医療費が増加しております。3組の双子の利用がありまして、1人当たり28万程度を見込んでおりましたが、月ですけれども、上半期の実績で月35万5,000円となりまして、今後給付費の不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。年間利用見込みは18人と変わりませんので、下半期は9人と予想しております。補正額は85万9,000円となっております。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、債権の放棄(児童クラブ育成料)(案)について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料⑩をお願いいたします。児童クラブ育成料の債権の放棄案について説明させていただきます。1の議案の趣旨でございますが、児童クラブ育成料に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の

議決をお願いするものでございます。2の債権の概要でございますが、(1)債権の目的は、児童が児童クラブを利用する際に保護者から月ごとに徴収する利用料金でございます。(2)債権の種類は、私債権でございます。(3)消滅時効の期間は、5年でございます。3の債権者の人数でございますが、9名おります。4の放棄する債権の総額は、9人で23万6,000円でございます。5の放棄の理由は、次のページ、放棄対象債権内訳表を御覧ください。債務者番号1から9に記載のとおり、平成24年度から令和元年度にかけて発生した債権について、消滅時効期間の5年経過により今後の徴収が極めて困難であることから、これらの債権を放棄するものでございます。これらの債務者につきましては、徴収努力を継続してまいりましたが、支払がなく最終的に債務承認書を送付し、支払意思の確認を行ったものの、連絡も支払も確認できなかったものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、その他に入ります。千鳥ヶ丘保育園に係る新園舎整備の進捗状況について、執行部より説明願います。

○細野こども政策課長 今年4月に民間移管しました千鳥ヶ丘保育園の新園舎整備の整備工事の進捗状況を御報告いたします。資料は⑩をお願いいたします。これまでの事前委員会で工事の進捗状況を御報告しておりますが、建設工事は工程どおり順調に進んでいることを社会福祉法人祥風会から報告を受けております。また、現場の状況につきましては、こども政策課でも毎月確認をしております。現在は内装工事、外構工事を行っている状況でございます。資料の今後の予定にございますように、12月の16日頃に工事が完了しまして、消防検査、建築検査等を終えまして、12月26日に引渡し、来年1月9日に備品の搬入、1月13日に園庭遊具設置を行いまして、1月15日に新園舎での保育を開始する予定であると伺っております。資料の写真につきましては、11月20日に撮影した現場の状況でございまして、こちらに数字が書いてありますが、この数字のところから見た園舎の状況になっております。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、チャレンジクラブ事業の廃止について、執行部より説明をお願いします。

○塚本保育課長 資料⑫をお願いいたします。チャレンジクラブ事業の廃止について説明させていただきます。チャレンジクラブ事業は平成14年度に公立小中学校へ完全週休2日制が導入されたことを契機に、地域における児童の健全育成を目的として開始されたものでございます。事業実施に当たっては市内の各中学校に設置している

市民委員会に補助金を交付し、地域の小中学生を対象に、土曜日や休日にスポーツや文化活動などを行ってまいりました。しかしながら、近年では地域のクラブ活動や学習塾など様々な場で活動する機会が増え、子供たちの休日の過ごし方が多様化しております。また、平日の放課後を中心に同様の活動を実施している放課後子供教室が定着してきており、3の両事業比較にもございますとおり、その目的や活動内容が重複する状況となっております。このような状況を踏まえまして、チャレンジクラブ事業は一定の役割を終えたと考えられることから、令和7年度をもって事業を廃止するものでございます。なお、令和7年度の予算としまして1地区当たり上限15万円、全8地区で合計120万円の補助金を計上しており、年度内はしっかりと活動を行ってまいりたいと考えております。今後は放課後子供教室事業など既存の取組を通じまして、引き続き地域での子どもたちの健全育成を図ってまいります。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○平岡委員 質問ではございませんが、このチャレンジクラブを私はずっと良い取組だと思って見ていて、特に最近子供会が消滅してしまっているということを考えてときに、地域の大人、それから、子供たちが関わる非常に良い取組だと思っていたところですので、これが終わりになるということは、とても残念ですという感想でございます。

○田中委員長 ほかに御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、こどもランドの有料化(市外在住児)について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 つづきまして、資料⑬をお願いいたします。市外在住児のこどもランドの有料化について説明をさせていただきます。はじめに、1の目的でございます。こどもランドは市内外の多くの子供たちに御利用いただいておりますが、今後も施設を適切に維持管理していくため、令和8年10月から市外在住の児童の利用について使用料を有料化し、一定の御負担をお願いするものでございます。つぎに、2のこどもランドの現状についてでございます。利用対象はおおむね12歳以下の子供とその保護者で、利用時間は2時間まで、現在は無料で御利用いただいております。駐車場利用料金につきましては、市営駐車場を利用した場合、市内在住者の方については令和6年4月から最大2時間400円の駐車料金を無償化しております。3の使用料(案)でございますが、市外在住の子供1人につき1回、最大2時間利用で300円を予定しております。4の令和6年度の利用実績でございますが、総利用者数は2万3,818人、内訳は大人が1万1,149人。このうち市外在住者は1,082人、子供が1万2,669人でございます。なお、市外在住者数につきましては、駐車場

の無償化のために市内、市外を把握しておりまして、大人のみの計数となっております。5の運営費につきましては、令和7年度予算額としまして会計年度任用職員4名分の人件費が1,143万5,000円、その他の経費を含めまして合計で1,193万円を計上しております。今後のスケジュールといたしまして、関連条例の改正を令和8年3月議会に上程し、周知期間を設けた後に施行を令和8年10月1日とする予定でございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、公立保育所一時預かり事業の利用料の改定について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料⑭をお願いいたします。公立保育所一時預かり事業の利用料の改定について説明させていただきます。はじめに、1の目的でございます。本市の公立保育所一時預かり事業の利用につきましては、県内他市町村や市内民間保育所等の料金水準、さらに、令和8年度から開始予定の新制度乳児等通園支援事業との整合性を踏まえまして、利用料改定について検討を行うものでございます。つぎに、本市における公立保育所一時預かり事業の現状についてでございます。本市の公立保育所一時預かり事業は、平成5年度に土浦市一時預かり事業実施要綱を制定した際に設定しました料金、日額1,600円、半日800円を現在までの32年間据置きとなっております。来年度には国の新制度である乳児等通園支援事業が開始予定であり、こちらの利用料は1時間当たり300円とされる見込みでございます。こうした状況から、制度間の不均衡が生じつつあるのが現状でございます。3の本事業の利用実績は記載のとおりで、公立保育所地につきましては天川保育園を除き、荒川沖保育所、神立保育所、土浦幼稚園の3か所で実施しております。つづきまして、4番に参考資料としまして県内自治体の利用料、2ページ目に市内民間保育所等の利用料金を記載しております。県内自治体も料金設定はそれぞれ異なっておりまして、誰でも通園制度の開始に当たり、料金の改定を予定している自治体の情報もいただいております。また、2ページの民間保育所等につきましては日額1時間当たり、さらには預かる年齢児別と料金設定は様々な状況でございます。6番の利用者負担軽減補助といたしまして一時預かり事業利用に当たりまして、世帯状況により利用者負担軽減補助を行っており、非生活保護世帯では3,000円、市町村民税非課税世帯では2,400円など補助限度額は記載のとおりとなっております。今後の予定になりますが、利用料の改定期間につきましては、関連条例の改正を令和8年3月議会に上程しまして周知期間を設けた後、令和6年10月1日から改定したいと考えております。また、料金につま

しては日額1,600円を2,400円に、半日800円を1,200円に改定しまして、いずれも1時間当たりに換算すると300円に改定予定でございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、放課後児童クラブ育成料の改定について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料⑤をお願いいたします。放課後児童クラブ育成料の改定について説明させていただきます。はじめに、1点目の育成料改定の目的についてでございます。本市の財政状況、併せて県内市町村の育成料の水準、さらには茨城県最低賃金額の推移等も踏まえまして、令和9年度以降の放課後児童クラブ育成料について適切な料金設定とするため、改定を行うものでございます。2点目の保育士における育成料の現状についてでございます。本市の放課後児童クラブ育成料は、平成19年度に条例を制定し、有料化した際に月額3,000円、8月のみ5,000円として設定したものであります。この金額については、制定当時から現在まで約18年間据え置いたままとなっております。つづきまして、3点目の放課後児童クラブの運営費の状況についてでございます。まず、(1)としまして国が示す運営費負担の考え方についてでございます。国は運営費の負担割合について、保護者負担が2分の1、公費負担が2分の1と示しております。さらに、公費負担の内訳につきましては、国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担することを基本としております。なお、現在の育成料については、制定当時、平成19年度にこの国の考えの下に料金設定をしたものでございます。つぎに、(2)は、本市の令和7年度における児童クラブ運営経費委託料3億5,310万7,000円に対する各負担の状況でございます。本市では、国、県、市の公費負担に加え、保護者負担を合わせまして運営を行っておりますが、令和7年度の状況は保護者負担が17.8%と全体の現在の育成料水準は国が示す50%の負担割合とのかい離が生じている状況でございます。また、(3)主な県内自治体の育成料でございますが、水戸市では月額5,600円から6,600円、8月は8,600円。古河市は月額5,000円、以下記載のとおりで、本市の育成料は県内でも低い水準となっております。さらに、水戸市等につきましては、現在内部で値上げの検討、協議を進めるというかたちで情報をいただいているところでございます。さらに、(4)茨城県最低賃金額の推移を見ますと、条例制定当時である平成19年度の665円から令和7年度には1,074円となりまして、約1.61倍に上昇しております。この間、育成料は据え置かれ、人件費を中心とした運営経費の増加と育成料収入のかい離が大きくなっている状況でございます。つぎに、4点目の育成料の改定案についてでございます。再来年、令和9年度からの新たな育成料としまして

月額5,000円、8月のみ8,000円とする案を示しております。これによりまして県内自治体の水準におおむね沿うかたちとなり、また、国が示す負担の考え方、保護者負担50%に対して現在の17.8%から29.6%と、国が示す負担の考え方にも近づくものと考えております。最後に、5点目の改定時期案についてでございます。条例の改正につきましては、令和8年3月への上程を予定しております。施行日は周知期間を十分に設け令和9年4月1日とし、令和9年度から新たな育成料を適用する予定でございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○矢口副委員長 今の説明の中で保護者負担の割合、国が示す全体の50%に対して今17.8%で、今回の5,000円に改定すれば、29.6%になりますというような感じだったと思うんですけど、試算したときに、国が示す50%とするためには月額料金はいくらになるのでしょうか。

○塚本保育課長 ただ今の国の50%に示した場合ですと、年額で17万6,582円としまして、月でならしますと平均で1万4,700円程度というかたちになる予定でございます。仮に8月とした場合ですと、例えば通常が8,000円で、8月が1万2,000円となるような状況でございます。ちなみに、今追加になってしまいますけれども、水戸市も今検討してますよということをお話させていただいたと思うのですが、県外は1万円を月超えてきている市町村が多くなっておりまして、近隣の福島などが通常月が1万円で、宇都宮市が7,600円というかたちなので、その傾向に合わせるようなことを情報としていただいているところではあります。

○矢口副委員長 今の説明よく分かりました。いずれにせよ5,000円という金額ではまだまだ本来の金額よりは全然低いということなわけですね。それにしても、3,000円から5,000円という上げ幅非常に大きく感じます。そこで1つ確認したいんですけども、小中学校の給食費、今は給食費が無償になっていますけど、低所得者に対して確か就学支援という名称でしたでしょうか。そういったものを免除するような制度がありますが、こちらは対象ではなかったと思いますけど、それに当たるもの、低所得世帯の方が放課後児童クラブ育成料が無償化、もしくは減免になるような制度はありましたでしょうか。

○塚本保育課長 育成料のほうにつきましては、低所得世帯の減免としまして就学援助受給者や生活保護世帯に関しては育成料の減免を設けさせていただいています。そのほかに兄弟利用というかたちで、2人目には2分の1等の減免をしているところです。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。それでは、そのほか何か執行部からございますか。

○細野こども政策課長 お配りしました資料は先週の金曜日に国から届いた資料で、政府の11月21日の臨時閣議におきまして経済対策の1つとして示されました物価高対応子育て応援手当に関するものでございます。資料枠の2段目になりますが、支給対象者は児童手当支給対象者、0歳から高校3年生で、18歳までの子供が対象になります。こちらの資料に令和7年9月30日時点で児童手当支給対象児童を養育する父母等を基準としておりますが、今年度中、令和8年の3月31日までに生まれる新生児も含むとしてされております。1人につき2万円を所得制限なく支給する方針で、国のほうでは早期に支給するために、児童手当の仕組みを活用する方針が示されております。国からは可能であれば11月中にも交付要綱、実施要綱の案を提示するという通知がございますので、国からの情報を注視しながら、対象者の確認や給付に係るシステム対応など準備できる分の検討を進めまして、今後、国で決定された後速やかに支給できるような体制を整えてまいりたいと考えております。

○田中委員長 御質問ございませんか。

○勝田委員 児童手当支給者というのは、現状では収入に関係なくやっていますでしょうか。

○細野こども政策課長 児童手当につきましては、昨年10月に大幅な改定がございまして、昨年10月からは所得制限は撤廃されました。

○勝田委員 国がこういったことをやるときに、どうしても事務作業が増えるということも非常に問題であろうという議論があります。今回の場合は、その制度を利用してやるわけですから、市としての事務負担というか、その辺りというのはそんなにないという認識なのでしょうか。

○細野こども政策課長 支給の仕方として児童手当の枠組みを活用してということになりまして、システムの改修については茨城計算センターのほうに委託しておりますが、現在、児童手当というのは偶数月の支給になっております。児童手当の支給金額に2万円を上乗せするというかたちではなくて、新たなシステムを組むこととなりますので、その分委託に経費も掛かりますし、また、今回公務員の児童手当の支給の場合については住所地から支給するのではなくて、公務員が勤務する所属長のほうから児童手当を支給するというような仕組みになっております。今回国のほうから示されているものについては公務員についても住所地から支給ということになっておりまして、公務員の把握というものが必要になりますので、その事務負担は増えてくると思っております。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 執行部から何かございますか。

○直井こども包括支援課長 資料はございませんが、来年度の予算に少し関わることで、報告いたします。療育支援センターのつくし学園の送迎委託バスについてになりますが、現在、通所の方が17名ほどおりまして、行き帰りとも送迎バスを利用して業者に委託をしております。非常にバスの稼働率が悪くなっておりまして、17名のうちバスを利用する児童が12名いて、5名の方は直接送迎となっております。バスの利用する児童についても保育所やほかの児童発達支援を併用してる子供さんがいるものですから、毎日利用はしておりません。1日の平均乗車数が朝が6名ぐらいで、帰りは3名となっております、非常に全体に対する割合が低いのが現状となっております。保護者の都合で直接送迎する場合も多くありまして、帰りのバスについては利用者が0名という日も複数ありました。こういった事情を鑑みまして、送迎委託料が1年間で663万6,000円となっておりますけれども、そういった事情があります。送迎バスを利用しないと利用できない児童はおりませんで、個別面談や保護者会の場で保護者に来年度以降の方向性を話したところ、特に異論はありませんでした。こういった現状から、今年度がバスの送迎契約の3年間、長期化を結んでおりますけれども、その最終年度であることから、来年度以降は保護者に直接送迎をお願いすることとして、送迎バスを廃止としたいと考えております。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ほかに執行部からは何かございませんか。

○真家こども未来部長 執行部からは特にございません。

○田中委員長 委員の皆さんから執行部に何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。